

幼児教育の質の向上のための ICT 化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、保育 DX の推進等を踏まえ、幼稚園等における ICT 環境を整備することにより、教員等の業務負担を軽減し幼児と向き合う時間を確保すること等を通じて、幼児教育の質の向上を図るための経費について、当該私立学校を設置する者に対し、予算の範囲内において、幼児教育の質の向上のための ICT 化支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、「私立学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する私立の幼稚園（学校法人立幼稚園に限る。）で、当該年度の4月1日において現に存するものをいう。

(補助対象事業)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領（平成27年5月21日付け文部科学省初等中等教育局長裁定）別紙に定める幼児教育の質の向上のための ICT 化支援事業とし、その内容は別表のとおりとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4 補助金の補助対象経費は、補助事業に要する経費とし、補助金の額は別表に定める算定基礎により算出した額以内とする。

(補助金の減額等)

第5 知事は、補助金を申請した者が、補助金の申請書等に不実の記載をしたとき、補助金の交付目的若しくは交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき等には、第4の規定により算出した補助金額の全部又は一部を減額することがある。

(交付の申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条第1項の規定による申請書を知事に提出するものとする。

2 前項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

3 規則第3条第2項により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（別紙1）

(2) 交付申請年度の収支予算書（別紙2）

(3) その他知事が必要と認める書類

- 4 第1項の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の条件）

第7 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた者が当該補助事業の内容を変更しようとするときには、別記様式第2号により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金交付決定額の変更を伴わない軽微な変更にあつてはこの限りではない。
- (2) 補助金の交付の決定を受けた者が当該補助事業を廃止しようとするときには、別記様式第3号により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 全ての県税に滞納がないこと。

（実績報告）

第8 補助金の交付決定を受けた者は、規則第12条第1項の規定により、補助事業が完了した日又は廃止の承認の日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事の実績報告書を提出しなければならない。

- 2 前項の規定による実績報告書は補助事業実績報告書（別記様式第4号）によるものとし、補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績内訳書（別紙3）

(2) 支出計算書（別紙4）

(3) その他知事が必要と認める書類

- 3 第1項の補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の交付方法）

第9 知事は、第8の規定による実績報告書を受けた後に、規則第13条に規定する補助金の額の確定を行うものとする。

- 2 補助金は、前項の確定後に交付するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、補助金の交付決定を受けた者から補助金概算払請求書（別記様式第5号）の提出を受けた場合で、知事が補助事業の遂行上概算払いをする必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付することができる。

(決定の取消し等)

第10 知事は、補助金の交付決定を受けた者が第5の規定に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用することができる。

(補助金の返還)

第11 知事は、第10の規定により補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(財産処分の制限)

第12 規則第21条ただし書き及び同条第2号の規定により知事が定める財産処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定めるところによるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月22日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

別表（要綱第3及び第4関係）

事業内容及び算定基礎

事業内容	学校種	1園当たりの 補助対象経費 (補助基準 額)	補助率	対象経費等
幼稚園等における教員等の業務負担軽減に資するシステム導入や端末の購入等に必要な経費に対する補助	幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）	1,000千円 (6学級以下) 1,500千円 (7学級以上)	1／2	① 幼稚園等における教員等の業務負担軽減に資するため、以下のⅠからⅣに掲げる機能を1つ以上有するシステムを導入するために必要となる経費。(※) Ⅰ．教育に係る計画・記録に関する機能 Ⅱ．園児の登園及び降園の管理に関する機能 Ⅲ．保護者との連絡に関する機能 Ⅳ．キャッシュレス決済に関する機能 ※ システム導入に必要な端末等の備品やインターネット環境の整備等を含む。 ② 上記機能を使用するために必要な端末等の備品の更新費用

※教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領（平成27年5月21日付け文部科学省初等中等教育局長裁定）別紙参照のこと。